

議案第70号

南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例

南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例を別紙のとおり提出する。

平成27年12月8日提出

南風原町長 城間俊安

(提案理由)

中小企業・小規模企業の振興を本町の重要課題と位置付け、関係者が協働して地域経済の振興を図るため、この条例を制定する必要があるため提案する。

南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例

豊かな実りと繁栄をもたらす南風が脈々と流れる南風原町は、県都那覇市に隣接し、琉球王府時代には南風原間切も首里三平等のひとつに数えられ、王家直轄の地として知られた。また、世界初の有人飛行を成功させたとする「飛び安里」の伝承が残るなど、地域には豊かなコミュニティと伝統文化が息づいている。大正期には沖縄県軽便鉄道の与那原線と糸満線の2路線の駅を有する東西南北の要衝の地として栄え、製造業では、琉球絨の県内最大の産地となるなど、人・物・文化が交流するまちとして成長してきた。第二次世界大戦の戦火によって、まちは焼け野原となり、多くの犠牲が払われたが、先人たちのたゆまぬ努力と、地域振興への情熱によって産業を興し、現在まで発展の歴史を刻んでいる。

このような中、本町の事業所の大多数を占める中小企業・小規模企業は、人材と地域資源の活用により雇用を創出するとともに、地域の経済活動を牽引し、社会に貢献する存在として本町の発展に大きく寄与してきた。

将来にわたって、本町の持続的な発展を確固たるものにするためには、中小企業者・小規模企業者自らがその経営向上に努め、地域社会における責任を果たし、町民や社会からより一層の信頼を得ることが求められる。また、町、中小企業関係団体、大企業者、金融機関、学校及び町民は、中小企業・小規模企業が果たす役割と重要性を再認識し、地域社会全体で支援することの意義について理解を深め、連携し、協力していくことが不可欠であり、中小企業・小規模企業が発展する環境を整え、さらなる地域経済の活性化を実現する必要がある。

そのことにより、雇用の場の確保や町税の増収等が図られ、福祉や教育などの町民サービスが向上する住みよいまちへの好循環が生み出される。

中小企業・小規模企業の振興は単に地域経済の成長にとどまるものではなく、豊かな町民生活を実現する基盤となるものであるという認識を関係者が共有するとともに、協働により中小企業・小規模企業の振興を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地域経済の活性化に果たす中小企業・小規模企業の役割の重要性に鑑み、南風原町の中小企業・小規模企業の振興に関して基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって本町経済の健全な発展及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業関係団体 商工会、中小企業団体中央会、中小企業家同友会、その他の中小企業の振興を目的とする団体をいう。
- (4) 大企業者 中小企業者・小規模企業者以外の事業者で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条及び第124条に規定する学校をいう。
- (6) 町民 町内に居住し、又は滞在（通勤又は通学を含む。）する者及び町内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(7) 創造的な事業活動 中小企業基本法第2条第3項に規定する創造的な事業活動をいう。
(基本方針)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、地域産業が栄え、かつ、活力のあるまちづくりを目標とし、中小企業者・小規模企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、県その他の関係機関との連携を図り、協力を得ながら、本町の地域特性に適した施策を、町、中小企業者、小規模企業者、中小企業関係団体、大企業者、金融機関、学校及び町民が協働して推進することを基本とする。

(基本的施策)

第4条 前条の基本方針に基づく基本的施策は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者・小規模企業者の経営基盤の強化を促進すること。
- (2) 中小企業者・小規模企業者の人材の確保、育成及び定着を図ること。
- (3) 中小企業者・小規模企業者が行う雇用の促進及び就労環境の改善への支援を図ること。
- (4) 中小企業者・小規模企業者の資金調達の円滑化を図ること。
- (5) 中小企業者・小規模企業者の創造的な事業活動及び円滑な事業継承並びに町民の創業を支援すること。
- (6) 中小企業者・小規模企業者の販路拡大を図ること。
- (7) 中小企業者・小規模企業者の組織化の促進及び中小企業関係団体の育成を図ること。
- (8) 地域資源の利活用による産業の発展及び創出と、観光需要による町内消費の拡大を図ること。
- (9) 工芸産業等の集積の活性化及び振興を図ること。

(町の責務)

第5条 町は、前条の基本的施策を実施するに当たっては、町民の理解と協力を得ながら、国、県その他の関係機関との連携及び協力を図り、社会経済情勢の変化に対応した中小企業・小規模企業の振興に関する施策（以下「振興施策」という。）の策定及び効果的に実施するために必要な調査研究を行い、財政その他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 町は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者・小規模企業者の受注機会の増大に努めなければならない。

(中小企業者・小規模企業者の役割)

第6条 中小企業者・小規模企業者は、経済的社会的環境の変化に即応し、経営革新、経営基盤の強化、従業員の福利の向上、企業人材の育成及び雇用機会の確保に積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 中小企業者・小規模企業者は、地域経済の振興を図るため、町内において生産され製造又は加工される産品（以下「町産品」という。）の利活用及び中小企業関係団体の加入に努めるものとする。

3 中小企業者・小規模企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を果たし、地域社会との調和を図ることにより、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めなければならない。

(中小企業関係団体の役割)

第7条 中小企業・小規模企業関係団体は、基本方針に基づき、中小企業者・小規模企業者の自主的な努力及び創意工夫による取組をそれぞれの立場で積極的に支援するものとする。

2 中小企業・小規模企業関係団体は、町その他の者が実施する振興施策及び事業に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は基本方針に基づき、中小企業者・小規模企業者とともに地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、事業活動を行うに当たっては、中小企業者・小規模企業者との連携に努めるものとする。

2 大企業者は、基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興が本町経済において果たす役割の重要性を理解し、町、中小企業・小規模企業関係団体、その他の者が実施する振興施策及び事業に協力するよう努めるものとする。

3 大企業者は、町製品の消費又は提供されるサービスの利用に努めるものとする。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、基本方針に基づき、中小企業者・小規模企業者が経営基盤の強化に取り組むことができるよう円滑な資金の供給、経営相談、販路拡大の支援等を行い、中小企業・小規模企業の育成及び発展に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関は、中小企業・小規模企業の振興が本町経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、町、中小企業・小規模企業関係団体その他の者が実施する振興施策及び事業に協力するよう努めるものとする。

(学校の役割)

第10条 学校は、児童及び生徒に対し、中小企業者・小規模企業者の事業活動が本町の発展に貢献していることへの理解を深めるよう促し、振興施策及び振興事業への参加に配慮するよう努めるものとする。

2 学校は、児童及び生徒に対し、中小企業者・小規模企業者と協働して職業に関する理解と体験の機会を提供し、一人一人の勤労観、職業観の形成及び地域の将来を担う人材の育成に努めるものとする。

(町民の理解と協力)

第11条 町民は、中小企業・小規模企業の振興が町民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業者・小規模企業者の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 町民は、町製品及び町内で提供される商業サービスを利用するよう努めるものとする。

3 町民は、地域社会とともに歩む中小企業者・小規模企業者と共生する視点に立ってその経営や社会貢献に関心を持つよう努めるものとする。

(審議会)

第12条 町に南風原町中小企業・小規模企業振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 町長は、中小企業・小規模企業の振興上重要な事項について必要と認めたときに、審議会に諮問するものとする。

3 審議会の組織運営等については、別に規則で定める。

(意見の反映等)

第13条 町長は、振興施策の策定に当たっては、当該施策に中小企業者・小規模企業者その他の関係者の意見を反映させるため協議会等を開催するなど、中小企業者・小規模企業者その他の関係者に対し、当該施策に関する情報及び意見の交換の促進を図るための措置を講じなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(南風原町商工業振興条例の廃止)

2 南風原町商工業振興条例（昭和58年条例第2号）は、廃止する。

11

